

入札説明書

滋賀県立総合病院患者給食業務委託

令和8年9月

滋賀県立総合病院

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）、滋賀県病院事業会計規程（平成 18 年滋賀県病院事業庁規程第 18 号）、入札参加者に必要な資格等（平成 27 年滋賀県告示第 44 号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、本件調達に関し、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

厨房

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称および数量

滋賀県立総合病院患者給食業務委託 一式

(2) 業務の履行場所

滋賀県立総合病院 滋賀県守山市守山五丁目 4 番 3 0 号

（令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで：本館、こども棟）

（令和 1 0 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで：本館）

(3) 業務の履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(4) 業務の内容

仕様書、契約書(案)に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の「給食」に登録されている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、11 に示す場所で資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

(5) 令和 2 年 4 月 1 日以降、5 0 0 床以上の病院において、仕様書に示す全ての業務を一括して受託し、1 年以上履行した実績を有すること（確認書類として、契約書、仕様書の写し、

その他その実績が確認できる資料を提出すること。)。

- (6) 「一般財団法人医療関連サービス振興会」から「患者等給食業務」の認定を受けていること。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札に関する事項

本入札は本業務にとって最適な者を選定するため、(2)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

なお、落札者決定基準を定めるにあたっては、学識経験者の意見を聴くこととする。

(2) 落札者決定基準

ア 評価は、250 点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い者を落札者とする。

イ 評価項目は、技術面、社会政策面および価格の評価に区分し、その配点をそれぞれ 144 点、6 点、100 点とする。

ウ 技術面の評価については、業務体制、給食内容、研修体制、非常時の対応、業務実績、企画提案の評価に細区分し、その配点をそれぞれ 26 点、60 点、10 点、18 点、10 点、20 点とする。

エ 詳細は別添の表「滋賀県立総合病院患者給食業務委託の総合評価一般競争入札にかかる審査基準」による。

オ 各評価項目において提案書およびその添付書類を提出しない者は、総合評価項目の評価を得ることができない。

- (3) 入札書比較予定価格 1, 281, 075, 668 円（令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 か年分。消費税、地方消費税相当額を除く。）

(4) 提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の提案内容が履行されていないと判断した場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

4 総合評価一般競争入札手続および入札方法

- (1) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および契約書(案)を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は 12 の（3）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者またはその代理人は、入札書および提案書（以下「入札書等」という。）を直接または書留郵便により提出しなければならない。直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、封筒の表に「入札書および性能等評価資料」と朱書し、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。なお、テレックス、電報またはファクシミリの方法による入札は認めない。

(3) 入札書等に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札書の様式および入札説明書の配布方法

入札説明書等の交付方法：入札説明書等は、電子ファイルのダウンロード、または滋賀県立総合病院総務課（守山市守山五丁目４番３０号 別館４階）において交付する。郵送による交付も行うが、その場合の送料は交付希望者の負担とする。

(5) 入札説明会の日時および場所

行わない。ただし、施設の現場見学を実施する。

日時 令和８年１０月２日（金）または１０月５日（月）の希望日時により実施。

場所 滋賀県立総合病院 各厨房（本館およびこども棟）

見学申込 電子メールにより、９月３０日（水曜日）正午までに入札公告等３(1)に示す場所に申し込むこと。なお、申込みをした場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(6) 質問事項の受付

本業務委託の質問は、「質問書」により行うこと

受付期間 令和８年９月２８日（月）から令和８年１０月５日（月）まで
（土曜日、日曜日を除く、午前９時から午後５時まで）

受付窓口 12(3)に示すとおり

質問方法 電子メールまたはファクシミリによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず受付の確認を行うものとする。

回答日 令和８年１０月９日（金）までに質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensou/> ※「お知らせ」欄に掲載します。

(7) 参加意向表明

入札参加意向書 別添様式により、誓約書を添付すること

提出場所 12(3)に示すとおり

受領期間 令和8年10月2日(金)から令和8年10月9日(金)まで
(土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

提出方法 持参または郵送による。郵送の場合は、書留郵便で提出期間内に到着した
ものに限り受け付ける。

(8) 入札書等の提出場所

場所 滋賀県立総合病院総務課

郵便番号 524-8524

所在地 守山市守山五丁目4番30号

(9) 入札書等の提出期間

令和8年10月15日(木)から令和8年10月22日(木)まで
(ただし、午前9時から午後5時まで)

(10) 入札書等の提出部数

入札書 1部

提案書 6部(正本1部、副本5部; A4版を基本とし、袋とじは要さない。提出された
書類等は、一切返却しない。)

(11) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書(様式1)を提出しなければならない。なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状(様式2または様式3)を提出しなければならない(入札書と同封しないこと)。

ア 入札金額(3か年分の業務請負額)

イ 委託業務名

ウ 履行場所

エ 履行期間

オ 入札保証金額

カ 日付

キ 競争入札参加資格者名簿の登録番号

ク 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)
および押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

ケ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所および氏名(法人の場合は、その名称

または商号および代表者の氏名）、代理人であることの表示ならびに当該代理人の氏名および押印

(12) 提案書

入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した提案書を提出すること。
なお、提出された提案書等の記載内容を確認するため、別途関係書類の提出を求める場合がある。

ア 患者給食業務実施体制提案書（様式４）

イ 患者給食業務作業工程表（様式５－１～５）

ウ 食材調達・調理計画書（様式６）

エ 研修実施報告書（様式７）

オ 研修実施計画書（様式８）

カ 品質保証体制提案書（様式９）

キ 緊急時における業務執行体制提案書（様式１０）

ク 委託業務履行実績証明書（様式１１）

ケ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合はその写し
コ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として大臣認定を受けている場合はその写し

サ 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合は、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

シ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合は公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書、または「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合はその写し、または障害者雇用促進法に基づく基準適合事業主として認定を受けている場合はその写し

ス 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合はその写し、または女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として大臣認定を受けている場合はその写し

セ ＩＳＯ１４００１に適合している旨の認証を受けている場合はその写し、または（一財）持続性推進機構（または（財）地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション２１の認証・登録を受けている場合はその写し、または特定非営

利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・ 環境マネジメントシステム・スタンダードの登録をしている場合はその写し、（一財）エコステージ協会の実施するエコステージの認証を受けている場合はその写し

(13) ヒアリングの日時および場所

日時	令和 8 年 10 月 23 日 (金)	時間は別途通知する
場所	滋賀県立総合病院 本館 4 階講堂	
時間(予定)	4 5 分 (質疑応答 1 5 分以内含む)	
出席者	4 名以内 (P C 等の操作を行う者も含む)	
内容	提案書の内容について具体的に説明すること。提案書以外の説明資料、パワーポイント等による説明を予定する場合には参加意向表明後から 10 月 21 日 (水) までに 12(3)の担当へ連絡すること。説明後、提案書内容に関する質疑応答を行う。	

(14) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正を除く。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(15) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(16) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。

(17) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約日以降に法律改正により消費税率が変更された場合は、変更後の消費税率で変更契約を行うものとする。

(18) 入札参加者またはその代理人は、請負代金の部分払いの有無、支払回数等の契約条件を別添契約書案に基づき十分考慮して、入札金額を見積るものとする。

(19) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)を提出した者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が入札日時までに終

了しないとき、または資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

- (20) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。

- (21) 開札の場所および日時

開札の場所 滋賀県立総合病院 本館 4 階講堂

開札の日時 令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 1 時から

- (22) 開札は、入札参加者またはその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札参加者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (23) 開札においては、予定価格の範囲内の価格をもって申し込みをしたもの全員について、その入札者名および入札価格のみを発表するものとし、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容等を評価のうえ、後日決定する。

- (24) 開札を行う室（以下「執行室」という。）には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）および(22)の立ち会い職員以外の者は入室することができない。

- (25) 入札参加者またはその代理人は、開札開始時刻後においては、当該執行室に入室することができない。

- (26) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に、参加意向書の受理書の写しおよび身分証明書を提示しまたはその写しを提出しなければならない。なお、代理人が入室する場合にあっては、委任状を提出しなければならない。

（ただし、開札日以前に郵送により代理人が入札書と委任状を提出した場合で、同一の代理人が入室する場合は、入室の際に委任状は求めない。）

- (27) 入札参加者またはその代理人は、開札中において特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。

- (28) 開札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。

ア 当該執行室へ許可なく出入りした者

イ 私語、放言等をした者

ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者

エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者

オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者

(29) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。

(30) (29)において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。

(31) 情報公開と個人情報の取扱

ア 本件入札に係る情報公開請求があった場合は、個人情報保護法に基づき提出書類を公開することがある。

イ 提出された書類に記載される個人情報(氏名等)については、本件入札における提案書の内容の確認に使用される旨、予め同意を得ておくこと。

5 入札保証金

免除する。

6 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (8) 期限を過ぎて提出された入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定

- (1) 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で3(2)に定める評価点が最も高い

者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき者が2人以上ある場合は、性能等評価点が高い者を落札者とする。性能等評価点が高点であったときは、くじにより落札者を決定することとし、落札者となるべき者はくじをひくことを辞退してはならない。
- (3) 価格評価については、履行期間の総額で評価するが、落札後の契約については1食あたりならびに毎月の管理費による単価契約とする。
- (4) 総合評価の審査結果については、令和8年10月23日(金)以降、入札参加者全員に通知する。なお、総合評価が2位以下の者は点数のみ公表する。
- (5) 落札者の決定後、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

免除する。

9 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日以後速やかに契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、まず、契約の相手方が契約書の案に記名して押印し、委託者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、委託者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 委託者および契約の相手方がともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先および審査申請書の提出先

（機 関 名） 滋賀県会計管理局管理課
（郵便番号） 5 2 0 - 8 5 7 7
（所 在 地） 大津市京町四丁目 1 番 1 号
（電話番号） 0 7 7 - 5 2 8 - 4 3 1 4

12 その他必要な事項

- （1） 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担すること。
- （2） 契約に締結にあたっては、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 条）の基本理念にのっとり、契約の相手方が排除対象者でないことの誓約書の提出を求め、また排除対象者であると判明した場合は、契約を締結せず、契約締結後は契約の解除を行うので、留意すること。

（3） 本件調達に関しての照会先

機関名 滋賀県立総合病院総務課
郵便番号 5 2 4 - 8 5 2 4
所在地 守山市守山五丁目 4 番 3 0 号
電話番号 0 7 7 - 5 8 2 - 8 0 3 4
FAX 番号 0 7 7 - 5 8 2 - 5 9 3 1
担当者氏名 総務課総務係 武田
照会方法 文書により行うこと。

[参 考]

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 5 第 1 項 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 5 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第 1 項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

—滋賀県財務規則—

(一般競争入札の参加者の資格)

第 195 条の 2 知事は、令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「防止法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(防止法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)(同法第 9 条に規定する指定暴力団員を除く。)
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者(防止法第 32 条第 1 項第 2 号に該当する者を除く。)
- (4) 役員等(入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人(防止法第 32 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く。)
- (5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- (6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人(防止法第 32 条第 1 項第 4 号に該当する者を除く。)

—滋賀県病院事業会計規程—

(契約保証金の納付の免除)

第 123 条 病院事業庁長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他病院事業庁長が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項の規定により病院事業庁長が定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、もしくは地方自治法施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により病院事業庁長が定めた資格を有する者による指名競争入札に付し、または随意契約による場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
- (6) 国（公社、公団および独立行政法人を含む。）または他の地方公共団体と契約するとき。
- (7) 不動産の買入れまたは不動産もしくは物品の借入れもしくは交換をする契約を締結するとき。
- (8) 放送、広告、調査、試験、研究、鑑定、評価、訴訟等を委託する契約を締結するとき。
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するために新たに設立された法人と当該事業の実施に係る契約を締結する場合において、当該法人がその出資者を当該契約の履行を保証する保証人に立てたとき。

—地方自治法—

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2 第 1 項 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。